

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435

法
律
者

秘

四六・一一一圖

沖繩の外国人弁護士に対する措置

- 一 復帰後にも何らかの形で資格を認めることとすべき^{である}
- ニもし、資格を認めることとした場合に、
- (一) 地域制限付の資格とすべき^{である}
 - (二) 一定の期間に限った資格とすべき^{である}
 - (三) 業務の範囲は従前のおりとすべき^{である}
 - (四) 本土の弁護士法の削除前の^七七条の規定のよ
うに、最高裁判所の承認を受けた者に限り
資格を認めることとすべき^{である}

46
4
15

秘 秘
無 期 限
第 3 部 の 内
号 1

秘 秘

案

- 一 昭和四六年一月一日以降引き続き沖繩において外国人弁護士の業務に従事している者に限ること。
- 二 最高裁判所の承認を受けることを条件とすること。(この場合最高裁判所は日本弁護士連合会の意見をきくこととなる。)
- 三 従前どおり外国法に關してのみ^の弁護士の業務を行なうことができるものとすること。
- 四 法律事務所は沖繩地域に設けることを^認め付けること。

アメリカ局長

参事官

北米課

法務省秘能第一二号

昭和四十六年四月九日

法務大臣官房長 安原美穂

外務省アメリカ局長 殿



在沖外資系企業の取扱い等について（回答）

（対昭和四十六年三月三十日米北一合第五二七号）

標記の件について、当省関係分を別紙のとおり回答します。

処理
首席事務官
総務
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



Handwritten notes in Japanese and English:

外人の件 18/5/11

加川省の川省の件

only in the name of only

沖度以外に... 沖度以外に... 沖度以外に...

郵政と之を... 郵政と之を... 郵政と之を...

法... 法... 法...

GA-6

外務省

別紙

II 米大使館ペーパーB2について

外国人の土地、建物等の取得に対する制限として、外国人の財産取得に関する政令がある。あるので、復帰の際の経過措置のいかんにかかわらず、全く問題がないとはいえないと考へる。

(補注) 右の意見は、琉球政府または米国民政府の許可を得ていないものは適法に土地に対する権

利を取得してはならないとの前提になつてゐるのであるから念のため申し添へる。

II 米大使館ペーパーB5について

✓ 沖縄にある国公有地の私人および私企業への貸借が復帰により当然に消滅すると解すること疑問である。

III 米大使館ペーパーHについて

貴省回答案でさしつかえありません。

極秘

法
事
務
局
決
政
済

案

沖縄の法令による外国人弁護士であつて、現に一定期間以上沖縄においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けることを条件として、復帰後一定期間、沖縄地域において、従前どおりの業務を行なうことができるものとする。